

審議した主な議案

平成22年度一般会計補正予算(第1回)

平成22年度一般会計補正予算(第1回)は、6月1日の本会議において予算特別委員会に付託し、6月15日の委員会で審査しました。

補正の主な内容は、イメージキャラクターの広報に関する経費、認証保育所に関する経費、保育園の維持管理に要する経費、市民農園に要する経費などです。

イメージキャラクターの広報に要する経費は、こきんちゃんをデザインとした特別住民票を製作し、8月に子供向け企画として無料で配布するためのものです。

認証保育所に関する経費は、新たな認証保育所の開設や、東町回帰船保育園の定員拡大に伴い、運営費等の補助金や保護者助成金を、更に充実するためのものです。

保育園の維持管理に要する経費は、東小金井駅北口の区画整理事業による、けやき保育園とピノキオ幼児園の移設に伴い、新しい園舎の基本設計書の作成、検討グループ会議の開催や会議録の作成等を行うためのものです。

市民農園に要する経費は、緑町五丁目にある、みどり市民農園用地を閉園し、土地所有者に返還することに伴い、解体処理や整地工事等により、原状回復するためのものです。24日の本会議では、採決の結果、起立全員により原案のとおり可決しました。

賛成討論(要旨)

水上洋志(日本共産党)

賛成の理由の一つは、市民生活が大変な中、住宅手当緊急特別措置の拡充や緊急雇用対策が一定計上されたからである。雇用や中小業者支援の今後の強化を求める。次にけやき保育園・ピノキオ幼児園の移転の基本設計委託料が計上されたことである。運営や建築に利用者の声の反映と特に発達支援の拡充強化を求める。前年度から10億を超える繰越金の見込みが示されたが、市民要求実現に最大限努力することを強く要望する。

賛成討論(要旨)

鈴木成夫(民主・社民)

保育園待機児解消、緊急雇用対策の速やかな対応は評価するが、けやき保育園・ピノキオ幼児園の移転検討経費は業務の検討や検証が不十分で検討期間が短いことが問題。今後の障がい児支援を一元的に進めるため、新施設には新たな使命が与えられる可能性がある。検討期間が短くなった原因は、市長が担当部局に対し、的確に指示しなかったため。設計期間の見直しを含め、全体スケジュールの再検討の必要がある事を指摘する。

賛成討論(要旨)

露口哲治(自民党小金井)

緊急雇用創出事業費の獲得を評価する。当初予算でも約1億6千万円で多摩26市中事業数で3位である。今回5事業約5千万円増やしたことで、事業数で三鷹市と並んで同数の25事業となり26市中トップ

平成22年度一般会計補正予算(第2回)

平成22年度一般会計補正予算(第2回)は、6月22日の本会議において予算特別委員会に付託し、同日審査しました。

補正の内容は、環境対策事務に要する経費と、(仮称)貫井北町地域センター建設に要する経費です。

環境対策事務に要する経費は、東京都の地球温暖化対策を推進するための補助金を活用し、温室効果ガス削減に向け、環境に配慮した住宅のモデルとして、滄浪泉園の隣接地に建設する住宅の設計を委託するものです。平成23年6月に完成・開館し、雨水・太陽熱を活用した暖房・冷房設備、太陽光発電設備、建物等乾燥設備等を設置します。

市民等が利用・体験できる、環境に配慮したモデル住宅として、CO₂の削減効果を検証する予定です。

(仮称)貫井北町地域センター建設に要する経費は、(仮称)小金井市貫井北町地域センター建設市民検討委員会の委員を、10名から13名に増員したことによる委員への謝礼を予算に計上しています。24日の本会議では、採決の結果、原案のとおり可決しました。

監査委員の選任について

6月1日の本会議において、露木肇子氏(弁護士)を選任することに同意しました。



露木肇子氏

固定資産評価審査委員会委員の選任について

6月1日の本会議において、益田あゆみ氏(税理士)を選任することに同意しました。



益田あゆみ氏

委員会の視察先とテーマ

委員会名	実施日	視察先	テーマ
総務企画委員会	8月3日(火)	千葉県野田市	公契約条例について
	8月4日(水)	静岡県浜松市	政策・事業評価について
厚生文教委員会	8月5日(木)	滋賀県愛荘町	まちづくりの情報収集提供と図書館について
	8月6日(金)	大阪府寝屋川市	小学校におけるスクールソーシャルワーカーの取組について
建設環境委員会	8月18日(水)	大阪府堺市	環境モデル都市の取組について
	8月19日(木)	愛知県名古屋市	都市計画道路の見直しについて

議員研修会を開催しました

8月2日(月)に、議会基本条例についての見識を深めるため、議員研修会を開催しました。講師には、多摩市議会の安藤邦彦議員をお招きし、講義が行われました。



議員の寄附行為禁止についてのお願い

議員は、公職選挙法により、選挙区内の人にお金や物を贈ったり、年賀状や暑中見舞いなどのあいさつ状(答礼)のための自筆によるものを除く。)を出したりすることが禁止されています。また、有権者が議員に対し、寄附を求めることも禁止されています。

贈らない!
求めない!
受け取らない!

なお、市民の皆様方との良好な関係を保つていくため、実費負担が必要とされる行事・催しをご案内いたたく際、冠婚葬祭や地域イベントなど、こんな時、こんな物も、寄附禁止の対象となります。



お歳暮やお年賀



入学祝い・卒業祝い



議員本人以外が代理で出席する場合の結婚祝いや葬式の香典



落成式・開店祝いの花輪



病気見舞い



町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ



お祭りへの寄附や差し入れ



地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ